

の領域外に沈んでおる、領海三マイル説をとりますと、三・九マイルの所に沈んでおりますので、きわめて引き揚げ困難な所に沈んでおりますので、日本政府としては国際法上返還の義務はない、こういうことを断つておるわけであります。

第二のオール・センツ・チャーチの土地の返還問題でございますが、これは、その土地の上に戦後オール・センツの關係者と共同して、ここに家を建てた人がいるわけでございます。その家を返す際に、オール・センツ・チャーチといはしましては、さらに地を返していただきたいということを言っているわけでございますが、日本政府としては、オール・センツの關係者がこゝへ建てたのであるから、日本政府としてはこれを除去する義務はない、そのままで返せばいいということになっております。従つて、問題は、オール・センツの關係者かどうか、オール・センツに責任があるかどうかという点に問題紛争点があるわけでございます。

この事件とも、今回出しておりますこの法律案とは直接の關係はございません。と申しますのは、かりに日本政府が返還義務を認めましてこれを返しまして、損失を生ずるといふのは日本国政府といひますか、病院船の場合日本国政府でございますし、またオール・センツ・チャーチの土地は政府が管理しているわけでございます。この管理を解いて返せばいいということになりますので、処理を要すべき損失といふのは生じません。従いまして、この法律案とは直接關係ございませ

○平林剛君 この種の戦争当時における補償問題ですね、現在政府として取り扱っている問題はこれで全部おしまひですか。まだこの法律が成立することによつていろいろな返りがあつて、他にも同様の趣旨で補償しなければならぬという動きが起きてくる、そういう心配は持つておらないのですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 戦後の処理といはしまして補償をすべき案件は、これをもう完了いたしましたわけでございますが、ただ、従来やつて参りました損失の補償の仕方が足りないとか何とかいう議論はあるようでございまして、たとえば、占領中米軍の行為によりまして被害を受けた国民に対する損失補償が足りない、あるいは実際に補償が漏れてゐる、こういう主張もあるわけでございまして、この点につきましては、今回の三十四年度予算に、そのための実態調査をいたしましたための費用として四百万円を計上いたしておりました。これによつて支給漏れあるいは見舞金額と実損額等についての実情を把握して、慎重な処置をとりたいと考えておりますが、これも別に新しく法律を作る必要はないのでございまして、そういうふうなわけでございます。過去のあるいは農地の補償の問題等もございまして、これは要求としてはそのような要求があるわけでございます。すので、補償をいたしましては、すでに法律を制定いたしまして解決をいたしている問題でございまして、ただ、従来の措置に対しての不満はまだ多少あるようでございまして、それは今後慎重に調査して解決して参りたいと考えております。

○平林剛君 私が一番心配をするのは、この種の法律が成立することによつて、次々に新しい波紋が起きてくるのではないかと。先般の接収貴金属の処理の問題についても同様だったものであります。その中身は違ふといひますが、やはりわれわれから見ると、同様の趣旨の法律案が提案されると、引き続いて農地補償の問題についても、法律上は解決したといわれましても、やはりどこかに理由を見つけて新しい動きが起きてくるのではないかと、こういう懸念もあるのです。と同時に、戦時中、国民全般が相当貯金をしておりましたにもかかわらず、一定の金額をもつて凍結をされたということもあつて、このために経済上損失を招いたという理屈もつけられつゝわけですね。戦時中には、有形無形、国民はいろいろな形で損失を受けておるわけでありまして、これがいろいろな理由をつけて、またその要求復活という端緒になる、これが一番私の懸念をする点であります。後ほど大蔵大臣が出てこられれば、大臣としての責任ある回答を求めざるを得ないわけですが、これは心配がないとわれわれに言つてもらえますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 連合国財産の返還に対する補償は、今さら申し上げるまでもなく、すでに法律でお約束しております措置でございまして、この意味で、ほかの案件とは全然性質が違ふと考へますので、この法律を成立させましたからと申して、ほかには波及をなさるおそれは全然ないと思へます。

○平林剛君 その点は、なお私は疑問を残しますが、これはまたあとで審議を続けたいと思ひます。

今、お話の中に、この法律の生まれ根拠は政令で約束がしてある、こういうお話がありました。その政令は、先般私が資料で要求したもので、一つは、連合国財産の返還等に関する政令、連合国財産である株式の回復に関する政令、連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令、このことをさすと思ひます。わが国が戦争に負けた結果、特殊な条件のもとで措置されたものでありますから、私は、日本の議會が国民の総意をもつて定めた法律とは少し性格が違ひのじやないかという感じを持つておるのであります。政府の説明によりますと、後にこれら政令はすべて法律と読みかえるといふふうに、一括して政令は法律なりといふことにしてあるといふお話であります。これは總括的な意味では、当時の事情から新しい意思としてきまつたかもしれませぬ。しかし、私は、根本になる政令で、初めから後に補償その他は法律で作るなといふことを、当時の政令が、将来の議會を拘束するやうなものにすることにけしからぬ。いかに当時の勅令であらうとも、これで将来の國民の意思を縛るといふのはまことにけしからぬと、こゝういふふうに考へておるのであります。

もちろん、政府の見解によれば、一括してこの勅令は法律に読みかえるといふふうに述べられるでしやうけれども、これは特殊な事情のもとで行われたい。もしこれがなければ、われわれは昭和二十一年当時、あるいは二十四年、二十六年当時に出された政令に義務づけられて、こゝういふ補償の法律を審議しなければならぬといふことに追い込まれてゐるわけですね。非常に私はこの点疑問を持つておる。この点について政府の見解はどういふふうに考へるか。私は、一括して政令は法律なりといふことがありましても、この種の問題は相当慎重に審議すべき性質を持つてゐると、かゝうに考へてゐるので、私が納得するやうに御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(賀屋正雄君) 問題になつております三つの政令が法律的に効果をもちつております理由については、平林委員も御了承になつてゐると思ひますのでございまして、さらに詳しく法律的な点を申し上げますと、昭和二十七年四月二十三日に公布になりました法律第九十五号にこゝういふ法律があるわけでございまして、ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に関する法律、この法律の第九條に、今表題に載つておりますいろいろないふゆるポツダム政令の中で将来存続すべき政令といふものを具体的に念書にしているのでございます。すなわち、第九條は「第一條、第四條、第五條及び第七條に規定する政令の規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。」といふことになつております。第一條が連合国財産の返還等に関する政令、それから第四條が連合国財産上の家屋等の譲渡に関する政令、第五條が連合国財産である株式の回復に関する政令と、この三つの政令を具体的に念書にいたしまして、これらの政令の規定は平和条約の

効力発効後といえども将来法律として
存続するということを規定しているの
でございまして、この規定自体がた
だいま申しました昭和二十七年の法律第
九十五号の中の第九條にあるわけでござ
いまして、この法律第九十五号を国
会で御審議をいただきました際に、も
し万一政令等につきまして事情に適さ
ないとか、あるいはこういふ政令の規
定を残しておくのは戦後の日本として
不適当であるとかというような事情の
変化に伴いまして削除すべき点があ
れば、この法律を出します際に、この
ちのどの部分は将来は効力をなくす
あるいはこの部分は将来法律としての
効力を残すという規定の仕方ができ
たわけでございまして、その点は私
は関係していませんので十分存じま
せんが、この法律を御審議を願いま
した際に、国会として十分御検討
になった上で、この政令はそのまま法
律として残すべきものであるという結
論が出て、この法律の九條ができた
ものとして了解しておりますので、そ
ういう意味から、損失の処理ないしは補
償に關する規定も当然後々の国会にお
いては法律を制定すべき義務がある
というふうに考えているわけでござい
ます。

○委員長(加藤正人君) ちよつと、こ
の際委員の異動について追加御報告い
たします。ただいま委員若米地義三君
が辞任されました。その補欠として吉
江勝保君が委員に選任されました。

○平林剛君 ただいまのお答えで、さ
きの国会で取捨選択をされて、今日で
は法律としての効果を持つておるとい
うお話ですが、私は、政令の中

に後に法律でこれを補償するというこ
とを書いてあること自体がおかしな
たのじやないか。当時は十分議論され
たと思ひますけれども、どうもその点
はただいまのお話でも納得するわけに
はいかぬ。しかし、これは過去の問題
でありますから、一応私の見解として
申し上げておきたいと思ひのでありま
す。

そこで、もう一つお尋ねしておきま
すけれども、この法律を、私は、今日
の委員会のような審議日程の中で十分
審議を尽くすことは困難ではないかと、
頭からこれはきめておるのでありま
す。いきなりこういふことを申し上げ
るといふと、皆さんには私の真意がわ
からないかもしれませんが、内容を見
ましても、いろいろ複雑な点があり、
かつ影響力もかなり無視できないもの
があります。幸い法律案の中には、「こ
の法律は、公布の日から起算して八
月をこえない範囲内で政令で定める日
から施行する。」と、こう書いてあ
る。従来の法律から見ると、割合に
おつとりとした法律でありまして、こ
の意味からいいますと、政府でも八カ
月をこえない範囲内で政令で定める、
こういふお気持ちがあつて提案をされ
ておるものと思ひます。かなり余裕のある法
律案と見られるのであります。また、
中身を読んでみましても、支払いの手
続その他につきましても、この法律の
施行の日から二年以内、政令で定
めるところによつて支払いの請求書を出
しなさい、こう書いてあります。こ
れもなかなか、二カ年間という期間を
置いておるといふことは、まあ内容が
多種多様であるから、慎重を期するこ
ういふ意味でございましてよろしけれ

これらを合せて最悪の場合は二年八カ
月後ですね、初めて問題の具体的処理
が進むというこゝとも考えられる法律案
になつておるわけです。

こう考えてみますと、わずか半日、
あるいは今日で済ませただけ処理をしたい
という気持はわかりました。今後の
影響を考えると、慎重を期する必要が
あると私は念願をしておるので、これ
らの期間を相当置いておることから考
えて、次の機会に譲ると。たとえば、
予想せられる特別国会で、われわれに
ゆつくり審議の機会を与えるというこ
とで差しつかえないのではないかと、か
ように考えるのであります。何か差
しつかえる重大なる理由がありましたら、
この機会にお話し願ひたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 事務的な問
題は事務局から説明させていただきますが、私
この法案を提案をいたしました責任者
として、ただいま平林委員からお尋ね
になりました点、また御意見を拝聴い
たしましたことについて、率直に申し
上げてみたいと思ひます。

この連合国財産の返還等に伴う損失
の処理に關しまして、過去においても
いろいろ問題もございましたが、まあ
このままになつておることは実は困
る、こういふ意味で今回提案をいたし
たのであります。しかしながら、事柄の
性質上正確を期する、あるいは周知徹
底をさせるという要がある問題でござ
いますので、相当の期間をやはりこれ
に充てるということに相なつておるの
であります。この点は、この法律案が
次の機会になりましたら、やはり周知
徹底して、また正確を期するといふ意
味において、相当の期間の必要なこ
とは同様でございまして、これを半年延

ばすとかあるいは三月延ばせば、根本
的な対策ができるという問題ではない
ように思ひますのでありまして、まあど
うかその意味で、事柄の性質上、周知徹
底あるいは正確を期するといふ意味に
おいての期間の問題でございまして、さ
ら、この点から相当余裕を持つていら
んじやないかという見方もあろうかと
思ひますが、それは実は、私どもが、
おくれでもこれだけの期間は必要だろ
う、こういふ考え方を持つておるので
ございまして、その点を一つ御了承
いただきたいと思います。

また、事柄の性質と申しますのも、
過去においてポツダム政令等によつて
処理の方法というか、接収等が行われ
たその後のあとの問題でございまして
すか、これは本来の法律によつて定め
るべき事項だ、かように考えておるの
でございまして、この会期の迫りまし
た今日、重要な法案の御審議をいた
だきましてまことに恐縮に存じますが、
ただいまさういふ考え方で政府當局
の意向も、どうか御了承賜わりたい
とお願ひいたします。

○平林剛君 大蔵大臣がお見えになつ
たので、私は、最初にお尋ねいたしま
した基本的な問題を繰り返して、大臣か
ら御答弁を願ひたいと思ひます。

これら連合国財産の返還等に伴う損
失の処理は、いわば戦後の処理事項で
ございまして、私が懸念しておるのは、
これら戦後処理の問題については、今
日でも農地補償であるとか、あるいは
国民が当時相当預貯金をいたしてお
りましたのを、当時の経済事情から考
へて、一定の金額を限つて凍結をして、

国民に對して経済的な損失を与えた、
この補償をどうするかという問題もあ
り、なかなか戦時中の補償問題は、議
論をして参りますと際限がなく出てく
るのではないかと思ひますのであります。
しかるに、今回の法律案を提出する
ことによりまして、今後国民の間から
当時の損失について補償せよという声
が高まつてきて、政府としても手に負
えなくなつてくるのではないかと。か
うなことに相なりますと、政府として
も大へん苦境に立つ、あるいはその口
実をこの法律通過によつて作ること
になりはしないか。これが絶対にな
い、もうこれまでの分についてはすべ
て法律で解決しておるのであるから、
もう出さなければならぬ、こうい
ふ性質ですべてを完了するものであるか
どうか、私はこの点をお聞きしたいの
であります。

それが一つ、もう一つは、この法
律自体に、これから私は議論して参り
ますが、大体もうこれら財産の返還の
ときに、所有者に對してはとりあへず
戦時中の売却価格相当額は支払つてあ
る。あと払うと、こう言ひまして、
私はそのときにある程度対価が支払わ
れたと、こう見るべきであつて、これ
以上のことをやる必要はないじやない
か。いわんや政令で後に法律でこの補
償をするなんと言ふことはまことにけ
しからぬ話で、当時の議会はこれは承
知したかもしれないけれども、私はど
うも納得ができません、先ほどお話し
したのであります。まずこの二つの点
について、大蔵大臣としての見解を聞
きたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 御承知のよ
うに、敗戦、また敗戦の処理という場

合にたまきまして、いろいろな問題があり、さらにそういう処理ばかりではない、インフレーションの高進、こういう事柄まで中に入りまして、いろいろなむずかしい問題が起きておる、これはもう御指摘の通りであります。幾つともそういう事態が引き起つております。そういうものについて、敗戦の経験がないからそういうことがうまくいかないといへばそれまででしょうが、そういう経験のあるなしは別として、非常な戦争の終結といえますか、終局に當つていろいろな問題が生じてくる。それらについてはそれぞれここまで手をとつて参つたと思つておりますし、また、インフレ高進の際の貯金等についての第二封鎖等も支払いができるようになつたとか、それぞれ落ちついて参りました今日、過去の問題で取り残されたものを次々に解決して参つたと思つてゐるのであります。今回提案いたしておりますものが、私どもが現在考えられるものではこれが実は最後じゃないか、こういう考え方をいたして今日法律案を提案いたしておるのであります。

そこで、この戦争の、ことに敗戦直後の状況で、政治的に見まして非常に同情するとか、あるいはまた政治的に、あるいは経済的に見なくとも、心から同情しておるとか、こういう気持ちの問題も幾つもあると思いますが、それらの問題を気持だけで、あるいはわれわれの感情だけで処理はできないし、そういうところのものがやはり一通り筋の立つことでないと処理のできないものも残つておると思います。そういう問題は別といたしまして、今日までのところ、政府の責任において処理す

べきものとして残つておるものはこれじゃないか、今回そういう意味でこの法案を提案いたしましたのであります。従いまして、敗戦後各方面に非常な不均衡あるいは不公平だとかと考えられるものがあるようでございますが、制度上から来るのでなくて、これはその状態に對する感情的の言ひと語弊があるものでしょうが、事態を認識すればするほど、気の毒だ、こういうものがある、と、そういうものに對して何か政治的な処理は必要かも知れないけれども、これはもう別な問題だということとしまして、私も一応整理して参りました。今回の法律案を出しておるのであります。この点を特に御了承をいただきたい。だから、まあいろいろな問題がございますが、これらの問題が、当然、新しい法律觀念からいたしましたとしても、そこまではお世話できない、そういう限度があるんだと思ふんです。その点から見て、今回の処置を御審議をいただきたいということでございます。さように考えて参りますと、これは他に波及するものではない、かように実は考えておるのでございます。

○平林剛君　これが政府としてどう
ても法律上の義務から処理をしなければ
ならない問題であるとしたら、なぜ
大蔵大臣はこれを、昭和三十四年度の
予算書の中に組み入れておかなかった
のですか。私は、約二十億円に相当す
るこの処理を公債で発行するという
問題は、今後にはやはり相当影響を及ぼ
すだろうと考えるわけです。従来やつ
ていた戦後処理については、国債等で
処理をしてきた例も私は承知しており
ますけれども、しかし、政府としては、
法律上の義務として処理をするとい

るならば、三十四年度の予算の中にこれを含めて提案をしてくるべきではなかつたかと、義務なら、新しく起きた問題なら別です。従来からの政令があつて、これが法律になつてそれを処理するといふならば、なぜ予算書に出してこなかつたか、これをお聞きします。

○国務大臣(佐藤榮作君) 今言ったんですが、御承知のように、事務費、処理費はこれは予算に計上いたしております。従いまして、予算に全然関係がない、こういうものでないことは御了承いただきたいと思います。ただ問題は、御指摘になりますように、公債を発行する、という、公債で交付する、こういう点が一つの問題であらうと思うのであります。もともと、公債につきましては基本的にいろいろの議論がございますが、私は、いわゆる公債を大幅に取り上げることについては現段階においてはその時期にあらず、こういう実は考え方をいたしております。しかしながら、公債発行は全然反対だ、こういうような考え方は今まで持ったことはないつもりでございます。ただいまの点から、

公債の利子等については、これは三十五年以降の問題でございしますので、三十五年度以降の予算編成におきまして、十分これを処置していきたい、こういうふうに私は考えております。

○平林剛君　私は、大蔵大臣の、予算には関係ないということをはなはだ了解しがたいのであります。すでに予算書においても、その事務を処理するための経費が計上されているのでありますから、この法律が予定をされて、そして公債、国債を発行するということを手想されているわけです。昭和三十

五年度からこれをやるというふうに
なっているわけでありますから、予算
には関係がないというお話はどうも、
私、受け取りがたいのです。

發行などを取り上げる考えはない、こう言われる。しかれば、小幅ならやるといふことに相なるわけですね。今回二十億円というのは、あなたの見解によると小幅に考えているようだけれども、そういうものはこれからもやるといふふうに承知していいのですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 第一段の、予算に關係がないというのでなくて、事務費等予算に計上いたしておられますから、もう予算の方はそれでついておりますという意味なので、そのお話は予算にも全然計上してないじゃないか、こういふふうなおしかりのように実は聞いたものでありますから、そうじゃないということでございます。その方の問題は解決したということなんでしょう。

それから、今の国債の問題でござい
ますが、国債の問題についてはいろ
ろな議論がございます。ただいまのよ
うに、金額が少額ならどうこうとい
うか、一体幾らまでがいいのだ、こ
ういふふうに詰められますと、これはま
ごとにお答えしにくいことでござい
ますが、しかし、今まで、これは公社債等
につきましても、ある程度国債類似の
考え方のものは、すでに出ておりま
す。公社債は、そういう点も実は一つ
勘案されまして、経済、金融の全体から
やはり判断すべきことではないか。こ
の点はおそらく平林さんも、財政投融
資関係等において、この国債類似のも
のも出ていることは、これはもう御指

摘はすであつたと思います。そうい
う点で御了承賜りたいと思います。
○平林剛君 私は、先ほど申し上げた
ように、政府が法律で義務づけられて

いるようなものなら、なぜ予算の中にこれを組み入れてこなかったかということなんです。二十億円の処理する予算をとらなかつたか。まあそれは戦時中の処理はすでに国債、公債でやつたということであれば、これは例だからということで御答弁があると思えますけれども、それなら聞き直つて聞くのですが、昭和三十四年の予算を編成するときは、いかなる形においても公債は発行しないということを、政府与党ではこれをきめていた。昭和三十三年九月二十日に福田政調会長は、自由民主党の予算編成の構想としてこのことは明らかにしているのです。いかなる形においてもというのだから、二十億円でもいいかなる形の中に入るわけですよ。そういうことをなぜおやりになつたか。これは福田政調会長だけじゃないので、大蔵大臣の予算構想として伝えられているのも、やはり公債発行はしない、大蔵省としても不足の財源を公債発行やその他の方向ではやらない、こういう方針であつた。ところが、予算は通つてしまつた。あと變やかになると、議会がもうあとじき終るといふことになる、こういうふうな公債を発行するといふような法律案を出す。まことにあなたの方は都合のいいようなやり方をとつておる。この点、あなたがあやまれば別だけれども、そうでなければ、予算編成の構想その他から見ても、まことにおかしいじゃないか。あらためて予算委員会でもこの点を取り上げてもらつて、あな

たを追究しなければならぬという性格を持つておる。これは単に二十億円の問題ばかりでないからです。将来の問題を考えると、やはり大蔵大臣は、このわれわれの疑問に対して一つ釈明をするなり、何か納得させるのり話をしてもらいたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) ただいまのように詰められますと、あやまらざるを得ないと思ひます。

○平林剛君 あやまつたんですな。

○国務大臣(佐藤栄作君) 端的に申し上げます。そこで、政調会長の表現、それから私の表現にいたしましたも、言葉が不十分であつたという点は御指摘の通りだと思ひます。この種の問題は、今御指摘になりますように、過去において幾度証券が出たとか、漁業証券が出たとかということでございますが、別に新しい構想ではないことは、これはもう平林さん御自身が御指摘になる通りでございます。で、その点の御了承は得るといたしまして、予算編成の際に、公債は一切発行しないと云つたじゃないか、一体何ごとだといつて聞き直されると、これはやはりどうもわれわれの説明が言葉として不十分であつた、この点は認めざるを得ない、かように思ひます。この点は、そういう意味で言葉が不十分であつた点をあらためて御披露いたしますから、御了承賜わりたいと思ひます。

○平林剛君 大蔵大臣はなかなか率直だから……。今の点は、私は政府の言い分とちよつと違うということを指摘するだけにしますが、問題はもつと別なところにあるのです。私は、この法律で一番重要に考えておりますのは、

ただいま指摘した以外に、今回の補償の考え方です。法律案を見ますと、請求のあつたときからいろいろ計算をしまして、ちよつと私が見たものではわからない倍率と云ふものをつけて、おそろくこれで計算するのではありません。この倍率と云ふのは、天下国家どこへ行つても通用する倍率ですか。これは政府当局に聞きます。これは掛値があつたり、それからまた故意に歪曲しておる倍率ですか。それとも、何人がこれを審議しても、その時期から比べて、建物及び構築物の権利についての倍率であり、あるいは動産に關する倍率であり、あなたが指摘をしてもこの数字が納得されるという数字に相なつておられますか。これは事務局にお聞きします。

○政府委員(賀屋正雄君) 御指摘の通り、この法律は、財産管理人から買ひ受けましますときに支払ひました代金に一定の倍率をかけるという事で損失を推定するという方法をとつておるのでございます。その倍率の取り方でございまして、土地、家屋、動産等とあるわけでございます。私どもが採用いたしましたのは、動産が作成いたしましたおきましますものでございまして、土地につきましては、六大都市とそれ以外の地域に分けて、それぞれ土地価格指数と云ふものを動産が出してあります。今日の日本におきまして土地の価格指数につきましては、これが唯一の信用ある指数であるというふうに私どもは考えておる次第でございます。建物建築指数と云ふものを採用いたしておきまして、それから動産につきましまして、これは乱暴といへば乱暴かもしれ

ませんが、個々の動産について具体的にどういふものであつたかということを検討せずに、日銀の卸売価格指数の騰貴率を適用いたしておるわけでございますが、これはやはり物価指数といひまして、日銀以外の、たとえば経済企画庁等の指数もございしますが、私どもは日銀の指数を一応採用したといふことで、三指数につきましては、いずれもわが国の今日のこの種の指数といたしましては最も信用し得る指数だといふふうに考えております。

○平林剛君 あと一つ事務局に質問して、大臣に聞きますが、これは関連をしていふのです。今お話しのように、この資料は、倍率表としては天下国家を通用するもの、これには水増しもなければ何もない、国民だけが見ても常識をもつて判断できる計数である、かりにこの理解をいたします。すると、疑問が出てくる。なぜかという、大体この敵國財産を当時政府から払い下げを受けて、それを受けた人たちは、ただ死蔵しておつたわけではなくて、死蔵しておつたのではなくて、それをそれぞれの生活なりあるいは業務に活用しておつたと見るべきです。こまかいことはわかりませんが、三千名全部のことはわからないけれども、大多数の人はそれを活用して、それから恩恵を受けたと見るべきだと思ひます。しからば、今度の法律案を見ますと、請求をしておつたときからこの天下国家に通用する倍率をかけてこれを補償するといふことに相なりますと、エンジョイしていた、その恩恵を受けていたその期間ですね、その期間は、一体それはもうけ得といふことに相なりはしませんか。そういうことから見

ると、どうもその期間だけ有効に活用して、巨万の富とは言われないけれども、相当の利益を得た者があつたらどうするか。私はあると思ひます。たとへば、具体的に、返還される神戸製鋼、東京瓦斯、日本鋼管、それぞれの大きな法人の中に――これは主として証券だろうから一律にきめつけるわけにいきませんけれども、概念的には考えられ

ると思ひます。そうすると、不当にオーバーして今度は補償するといふことになりはしませんか。これは一体どうなつてゐるか、これが一つです。それから、局長にお尋ねしますけれども、大体この法律案をわれわれに説明するとき――これは非公式であるから、あまり言つちやあれですけれども、もつと高くしろといふ要求もあるのだ、しかしこれを押えてどういふこととしたのだ、こゝ言われるけれども、私は、その形跡と努力の跡は遺憾ながら見れない。この倍率表は天下国家に通用するものであるといふことに御説明があつたので、非公式ではあるけれども、そういうふうに読み取れないといふことに相なるわけです。今日返還を要求する人たちは、もつと高いことを言うておるでしやうけれども、それは不当だと、こゝ理解していいわけですか。

○政府委員(賀屋正雄君) お答えいたしますが、ただいま御説明いたしましたように、土地、建物、動産、それぞれ一定の指数を適用いたしておりますが、この中で、土地以外の建物、動産等につきましては減価償却を見込んでおきまして、この法律の別表第二に掲げております率、倍率につきましましては、減価償却を繰り込んだものでござい

いますので、当然それだけ低くなつておるといふことを御理解いただきたいと思ひます。

それから、返還請求がありまして、現実には返還をいたしますのはずつとあとになつておるといふ例は確かにあるものでございまして、その間は返還義務者が自由に使用しておつて、利益を得ておつたのではないかと云ふことも、観念的に言えるわけでございます。しかしながら、実際について見ますと、大部分請求がありましてから返還が著しくおくれましました理由は、その財産が連合国占領軍に提供せられまして、提供中であつたために返還はされなかつた、解除を待つて返還したというのが多いのでございまして、そういう場合におきましては、返還義務者は実際自分の用には使えなかつたといふことが言えるわけでございます。また、かりにその間自分が使つておつたといひましても、その間に利益を得ているんじゃないかといふことを言われましても、しかしながら、今度の法律で補償をいたします場合の損失の算定期間を返還請求時に置いておるのでございまして、返還よりずっと、場合によつては先の昔の時点をとらえまして、つまり土地にしましても建物にしましても、騰貴がそれほど激しくなかつたときの時点をとらえておるわけでございますので、その点から申しまして、非常に甘い措置だといふことは言えないわけでございます。

最後にお話ございました、この法律による措置は非常に辛めになつておるといふことだが、そのあれは見えないじゃないかといふお話でございますが、普通憲法上の補償といふことを真

正面から突いてこれれますと、損失補償をいたしますのは、この法律が通りました時に補償するわけでございます。財産を取り上げたのはずつと以前でございます。従いまして、厳格なことを言われましても、あるいはこの損失補償をする時期の価格を補償すべきじゃないかということも一つの案でございます。それから、そこまでの具体的なことはいたしません。具体的に返還をいたしますまではその人に所有権があつたのであるから、その返還の時期において補償するのが当然ではないかということも一つの議論かと思われまします。しかしながら、私どもはいろいろな考慮をいたしました結果、さらにそれよりも時期をさかのぼりまして、返還請求がありまして、そのものを具体的に返さなければならぬという運命が決定いたしました時点をとらえて、そこで損失を計算すると、こういう方法をとつておるのでございまして、まあ見方でございますが、私どもはそう甘い案だとは考えておらないわけでございます。

○平林剛君　そこで、大蔵大臣にお尋ねします。私は、この法律に対してはたくさん疑問を持つておるから、賛成はしたい見解を持つておるのであります。しかし、これは別にして、この補償の問題においては、今後相当ひつかかる問題がある。それは、たゞいま局長が説明したこととおわかりになつたと思うのです。なぜかという、厳格に言えば憲法上の補償という意味では争いのある問題なんです。これは、まだ請求をしない人もすいぶんあるという話を聞きました。特に大きいところは、そんなものを返してもらえない

のかという程度で、積極的に返還の請求意思なんていうものは持つていないところがあるのです。それを、私は、何もおせん立てして国債で返してやるという必要はないという見解も持つておるのです。返還を請求する人は困つてゐる人たちです。私は、それに対してはある程度、大臣が言つたように同情し、あるいは特別の感情でながめてやつてもいいのではないかと。感じとしては持つてゐます。しかし、それらの人の補償をする基準というものは、政府が今回出したのよりもつと高いのです。そうすると、今後この法律が成立をいたしましたも、民事訴訟上の問題は残る。もしやろうと思えば、これをこの法律は憲法上の補償をしておらないということからいって、争うことの権利は国民に与えられておる。こうなつた場合、われわれ、うっかりこんな法律を通してしまつて、責任負えないです。大蔵大臣は、これは責任持てやうな顔してゐるけれども、どういふ気持でこれを大丈夫だとわれわれに説明をできるのですか。

それから、現にこういう財産の返還については、今日、東京地裁で争われまして最高裁判所に懸案中の問題があることを御承知ですか。これは政府が敗訴しておるのです。政府はこれに負けておるのです。従つて、当時の法律を策定した議会としては、司法権の中においてはわれわれの決定が違つていたのだという結論をつけられておる。こういうような事例もありますから、私はうっかり、与党の議員さんも通してしまつておいてあとで困つたことになるというようにしたくないというお気持ちがあると思ふ。それについて

ではどう思ひますか。

○國務大臣(佐藤榮作君)　まあ法律的な問題の一つでございますが、その前にいろいろお話が出ておりますが、法人と個人だとか、あるいは組合だとか、こういうような場合でこれは所遇を一別にするわけにいかない、この点は御了承いただきたいと思ふ。もちろん、権利者がその権利を放棄することには、それはけつこうなことのように思ひますが、建前としては法人、個人は最初から区別するわけにいかない。だから、それは同一の原則を適用してゐるということ、これはいいと思ひます。憲法上いろいろ争うという場合、これは勝つ負けは別といたしまして、どの法律についても、そういう制度が原始的な制度でございますから、これは法律を作り出す場合において、もちろん憲法上に疑義のないような問題にはしたいと思ひますけれども、時に必ずしもこれは考慮しただけでは片づかない場合がございます。これは今の救済制度としても憲法上当然の結果だ、こういうふうに考えざるを得ないと思ひます。具体的な事例で当方が敗訴した事件につきましては、もちろんまだ懸案中でございますけれども、これは勝つか負けるかは別でございますが、この点で裁判所が独立し、そういう意味で、立法、それから行政、三位が同一の立場にあるのじゃないか、それこそ私も政府として望ましいことというか、紛争を巻き起すという意味でなくて、その国民としての当然の権利がそういう意味で保障される、かように私は考えております。

○平林剛君　私は、この法律案はそういう点についての問題を引き起すおそれのあるものだ。そこで、この点の見きわめをしくちやならぬということを考えておる。同時に、感情的とまた言われるかもしれないけれども、接収資産の処理のときに絶えず強調したのである。それは、今回の連合国財産の返還に伴う損失の処理に当りまして、零細な、ほんとうに事情お気の毒な人に対する措置は、私はまあ気分的には何とか考へてやりたいという感じを持つておる。これは先ほど申し上げました。しかし、今度の国債二十億円の大多数を占めるのは東京瓦斯株式会社です。それから日本鋼管、神戸製鋼なんという大きな会社で、この国債の返還を受けるベスト・テンです。しかも、私は今日までの情報によりますと、これらの会社はこれを返してくれというふうな積極的な考えはないと聞いているのです。ただ家を取られればかりの土地を取られて、非常に食うに困つておる人たちが騒ぎ回つて、そしてそれらの大法人を動かして、一緒にやらぬかという働きかけがあるということは承知しておりますけれども、これら大きな会社においては、こればかりのものを返してきてもしようがないと言ふかどうかしれません。あとでけつこうをたたく人があつて、ぜひやれと、こういうふうな勤める人があればこれは別だけれども、現在まではこのような兆候は見えない。にもかからず、法律案でせんと立てをして、そして返還の促進をするなどということは、私は、他の戦災に会つた相当の犠牲を受けた国民の感情、あるいは比較権衡の上からいいますと、政府のすべき措置じゃない、こう思ふのです。大蔵大臣は今、権利を放棄すること

とがあると言われなければいけません。東京瓦斯や、あるいは日本鋼管、神戸製鋼なんという会社は、権利を放棄するやうな気持があるかどうか、私はわかりません。おそらく権利を放棄するなというところはあります。そうすると、そういう人たちがこの法律の効果を受けて、まああきらめていたやつまでも目を光らして請求をするということになつて、不権衡という点、これは法律上はどうか知りませんが、そういう点を拡大されることになりはしないか、こういうことを考へるのです。それについて大蔵大臣の社会的正義的な通念、その国民感情という面から見て、私はやつぱり十分考へてもらいたい。そういうお考えはどうか。

そこで、具体的な提案が一つあるのは、一定の金額に限つてこれを限定したかどうか。たとへば、その返還の金額が百万円なら百万円、これをこえるものについてはそれにとどめる、こういうような措置をとつたらどうか。そうすれば、あなたのお考え、先ほどの同情すべき者あるいは経済的にお気の毒に思ふ者については救済されるのです。多少議論が残ると思ひますが、しかし、かつてこういう措置を政府でもとらないというわけではなない、すでにとつておるのだ、だからとれるのじゃないか、私はそういう程度のことをする必要が今あるのじゃないかと思ふのですが、そのことについては法律案を出したのだからやりますとも言えないでしうけれども、あなたの考えを一つ聞かしてもらいたい。私の意見はさうです。もし、かりにこの法律案をどうしても通さなければならぬというときには、そういうや

り方をとるのがむしろ参議院の大蔵委員
会としては良識的な態度ではない
か、かように思うのです。

○国務大臣(佐藤榮作君) 大へんご
もつともお話をさせていただきます。非常に
御理解をいただいております。非常に
申しましたように、法律的な建前から
見れば、会社と個人の間に区別をする
わけにはいかない、これは同一原則を
適用せざるを得ないということを申し
ました。それは結局、今回の措置が、
ただいま御提案になるように、見舞金
というような措置と申せば、これは一
応可能なことだろうと思っておりますが、
やはり補償という建前で考えて参ります
と、法人、個人等によつて、あるいは
特殊会社というようなことで、区別す
るわけにはいかぬやないか、こういう
ふうに思います。今回のお手元に差し
上げて—大事な書類を差し上げてお
らないようですが、総体の件数から見
まして、三千七百人くらいのうち少額
の方が、一万円未満が二千八百とい
ふふりになりまして、パーセンテージか
ら見れば五六%なんです。この少額
の方、こういう方はこの制度によつてや
はり救済できるのじゃないか。この程
度のものは、先ほど申しましたように、
権利者としてなかなか金額が小さい
とか、手続がめんどうくさいとかいっ
て、案外出されないかもしれないが、
一万円未満とか、あるいは十万円
未満とか、あるいは三十万、あるいは
五十万から百万まで、こういうような
少額のもの相当多数件数としてはあ
るわけでありまして。こういうものをや
はり救済することが主眼である。この
点は、その大きなものを引き合ひに出

されて、これが非常に利益を受けるの
じやないかと言われますが、少数の多
額のものを救済するのが目的にあらず
して、少額の多数の人を救済するとい
う実は制度の考え方でありまして。
そこで、金額の大きいものは一体ど
うなるのか、これはもうわけ得か、過去
においてもいろいろその施設を運用し
て利益を上げておるのじやないか、こ
ういふ問題を先ほど御指摘になりました
が、それについては、事務当局が申
しますように、償却制度もあります。
ことに、今回の措置をいたしますと
ば、税の問題としては、多額のものに
ついては相当多額の税を支払わなけれ
ばならない。おそらく地方税と一緒に
いたしますと、その五、六%程度は
税金として納めることになる、かよう
に考えるのでございまして、今一応金
額が評価されておるそのまゝが個人の
ふところに入るといふわけにはいかな
い。非常に目につくところの、きわめ
て少数である多額のものを一体どうし
たらいいのかわからない問題が一つござ
いまして、これは何としても多数の百万
円以下の方々をとにかく救済すること
が本来の趣旨でございまして。そうい
う場合に、法律制度の建前上、やはり大
きいものもこれで救済される、この点
は先ほど来申し上げておるのでありま
す。

数の多額の補償を受けるものは、税金
によつてその半分は納めざるを得な
い。そういう点を勘案されまして、負
担の公平といふことがかようなことがあ
る程度考えられる、かように御了承を
願いたいと思ひます。

あるから、今回の処置についても、大
法人等については何百万円とか、何十
万円というふうに切つたらどうかとい
うお話がございまして、これは先ほど
申しました借入金の場合とは全然事柄
が違つたのでございまして、具体的
に産について所有権を強制的に移転せし
められたことに對する財産の補償で
ございまして、これを一定の金額に打
ち切ることとは憲法違反の問題が生ず
ることは明らかであらう、かような
に考へておるわけでございます。

点は、なお審議をしたいと思ふので
す。今回のような方法でやらなければ
絶対にかぬのかといふことが、そこで
きめられておるのかどうかといふ点
も、私は今後審議を續けていきたい問
題です。まあ大蔵大臣が御答へがあつ
た通りの気持であると思ふ、私の提
案を受け入れるべきである。それでな
ければ、一部の法人に不当なる利益を
与える法律でございましてと正面から
言つてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは、先
ほど申しましたように、数の問題と金額
の問題、これはもう明らかに逆になつ
ております。金額から見れば、会社と
いう法人、これは相当多額になりま
す。この数から申せば、先ほど申すよ
うに、格段の相違がございまして。一
応これはお話をしておりました。一
いと思ひますが、先ほど一万円未満五
六%と申しました。一万円から十万円
までが二九%、十万円から三十万円ま
でが六%、三十万円ないし五十万円
が二%、五十万円ないし百万円これ
が二%、それ、もうこの辺になります
と、少しは法人があるかと思ひます
が、百万円以上千万円、こうなると、
これはもう完全な法人でございまして
が、この百万円以上のものが全体の
五%なんです。百万円ないし千万円が
四%、それから千万円以上は全体の数
としては一%、こういう数なんです。

これが補償の問題じやなくて、純政
治的な問題で見舞金という制度な
ら、上はちよん切るとか、そうして下
だけにするとか、こういうことも可能
かと思ひますが、それではいわけゆる
憲法上、法律上の問題が必ず起るとい
うことでございますので、政府としては
その案には賛成しかねる。問題は、少

○政府委員(實業正雄君) 平林委員の
最後に御指摘になりました点につい
て、補足的に御答へをいたしたいと思
ひますが、頭を切るといふ措置は、す
でに政府でとつたことがあると御指摘
になりましたのは、例の在外公館の借
入金金の処理のことを申されておるもの
と存するのでございまして、なるほ
ど、昭和二十七年に在外公館借入金
の返済の実施に關する法律という法律を
制定いたしました、これによりまして
一人につき五万円まで頭打ちの措
置をとつたのでございまして、これが
先ほどもお話のございましたように、
憲法違反だといふことで訴訟になりま
して、第一審で国が敗訴になつており
ますが、ただいま控訴をいたしてお
るのでございまして、これにつきま
しての政府の考え方は、元來この借入金
は政府の考へたものでは、正式な債務
ではない、正式な債務ではないとい
う前提に立つておるのでござい
まして、審査会の確認の手続を経
て初めて国の債務として追認する
と、かような考へ方をしておるので
ございまして、従ひまして、この法律
は債務額を創設的に確定していくので
ございまして、すでに幾らと確定して
おります債務を五万円にちよん切
ると、かような趣旨のものではないとい
う考へ方ではございまして、憲
法違反の問題は起らないといふのが政
府の主張でございまして。かような例が

○平林剛君 先ほど大蔵大臣は、これ
は多額のものを救済する措置ではな
い、一万円程度の補償の額が二百人
もあるのだと例をあげられましたけれ
ども、二千八百人あつたつて二百百万
円です。公債の発行は二十億円です
よ。従つて、私は、今回の返還の措置
は一部の法人に集中されておる。数の
上では多数でありまして、これは二
十億に上る金額が一部の法人に返還
されるための法律だと言つたつて差
つかないんです。しかれば、政府
の提案はまさにその一部の法人に恩恵
を与えるための法律案を提案したのだ
ればならない、私はこう思ふので
す。大蔵大臣が先ほどのようなお心持
であれば、この際私の提案を率直に受
け入れて、そうしてやはり最高の限度
額を切つて処理をするといふのが正し
い見解ではないか。いわんや、昔の政
令の中には、これは私はこまかいとこ
ろの資料を出してくれと言つても、出
してあるからと言つて、見ないのです
けれども、損失の処理または補償につ
いてやるというところで、今回のよう
な提案を義務づけておるかどうかとい

○国務大臣(佐藤榮作君) これは、先
ほど申しましたように、数の問題と金額
の問題、これはもう明らかに逆になつ
ております。金額から見れば、会社と
いう法人、これは相当多額になりま
す。この数から申せば、先ほど申すよ
うに、格段の相違がございまして。一
いと思ひますが、先ほど一万円未満五
六%と申しました。一万円から十万円
までが二九%、十万円から三十万円ま
でが六%、三十万円ないし五十万円
が二%、五十万円ないし百万円これ
が二%、それ、もうこの辺になります
と、少しは法人があるかと思ひます
が、百万円以上千万円、こうなると、
これはもう完全な法人でございまして
が、この百万円以上のものが全体の
五%なんです。百万円ないし千万円が
四%、それから千万円以上は全体の数
としては一%、こういう数なんです。

ろうと思ひますが、制度そのものから申せば、これは法人だろうが個人だろうが、特殊会社だろうが、区別した補償方法というものを立てると、御指摘になつてゐる憲法論の問題で直ちにこれは反対を受ける。しかし、そういうような多額のものを、金額的に非常に大きいから、それをやらないために全体を殺すといふことは可能かと考えてみますと、百万円未満の人たちに対しては、これは私は何らかの処置をしてあげなければならぬことだ、そういうものでも、大きいやつが目ざわりだといふことで、小さなものまで殺してしまふのは避けなければならぬのじゃないか。そこで、どちらがしんぼるのかといふことになる、その場合には、私は、総体が救われ、そして大きいものは税金で半分かつていられる、そうなる一応均衡がとれたと御了承がいただけないか、こういうふうに思ふのであります。

この点では、先ほどから言われた通り、これはもう会社でございますから、法人の場合は資産が非常に大きい、これは金額も非常に多額になる、個人の場合とは比べものにならない、これだけは御指摘の通りであります。しかし、私は、これを区別する方法がない、個人に対して補償をするという建前だと、大きいものは大きくてもやはり憲法上の権利として当然の補償を要求してゐる、そういう場合に別率によつて査定をされることは非常に迷惑である。先ほど倍数がこれは正しいものかどうかといふことを言われた。もちろん、御審議をいただくにつきましては、十分各方面から資料をとつて、事務当局としては確信があるものを出してありますが、これをやはり裏づけていただくのは国会そのものの立法府自身が、この倍率もやはり、これは国会の責任だといふ意味ではございませぬが、やはり国会においてこれを裏づけ審議を与えていただく、こういう意味で権威あらしめていただくのはやはり国会だ、かように考えておるのであります。私も事務的に各方面にこれなら説明ができる、こういうことで提案をいたしております。

そこで、基本的な問題として、端数のものをやはり救う場合に、大きいものが救われるといふこともあるのじゃないか。これは大きいものを救う場合に端数のものも救われるという見方もあるのでございませぬが、私も取り上げたのは、そういう意味で取り上げたのではないといふことを、私は重ねて申し上げる次第でありまして、私などこの問題についても、会社の内容など今初めてここで事務当局から説明を聞いている程度でございまして、内容などはあまり詳しくは、私も存じておりません。その点を御了承いただきたいと思います。

○平林剛君 まあ私は、この法律案は、ただいま申し上げた点で、政府に検討をしてもらいたい。強く希望をいたしますのであります。そこで、私、資料を要求したことを思い出しましたよ。委員長、私、政府に対しては資料の要求をしてあつたのです。今お話しした個人、法人のベスト・テンを出してくれ、といふことを言つてあるわけなんです。あなた方は忘れちゃつたでしようが、とにかく私は、今御説明がありまして、けれども、わからない。これは一つ文書で出してもらいたい。今大蔵大臣お話しになつたので、初めてわかつたのですよ。今のパーセントなんというものは、私は初めて聞いた。これは当然資料として出してもらわないと、われわれ正しい判断ができない。これは資料で一つ出してもらいたいといふことをお願いいたします。資料の内容は、おわかりのように、ベスト・テンです、法人と個人のベスト・テン。

それから、今度は質問でありますけれども、先ほど在外公館の借入金金の返還ですか、この法律が憲法違反として訴訟で負けた。政府はこれと争つておるといふことを承知しましたが、もし、かりにこれが憲法違反なりと認定をされたときは、政府は今後どういう措置をとられる考えでありますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 今の資料の問題でございませぬが、この前の接収貴金属の際も、あれは秘密会議で資料を出したように思ひますが、今回のこの問題も、その点は御協力をぜひ願ひたいと思ひますが、今の資料を出すことに、私も別に拒むわけではございませぬ。そういうふうに御了承をいただきたい。

第二の問題として、憲法違反という判決が下つて、最終判決が確定いたしますれば、当然法律そのものもものとへ返していかなければならぬものでございませぬ、そういう場合について、過去の支払いそのものがどうなるか、それはその際にもう一度考えていきたいものだ、かように思ひます。問題は、期間が相当長いといふことを最初御指摘になりましたが、こういう点をも含めて、私も十分正確を期し、処理して参るといふことにならぬ

と、周知徹底もさることですが、正確を期することの方が第一でございませぬので、そういう意味で期間も相当長いものをとつておるといふように御了承をいただきたいと思ひます。

○平林剛君 大きな法人、会社の名前は、すでに政府がこの委員会で公表される理由というのではないかと考えているんですが、先般の委員会で政府の方から積極的に会社の名前をあげて御説明があつたのです。だから、私は今度の二十億円の国債が、日本鋼管や神戸製鋼、あるいは東京瓦斯といふものに返還されることを承知いたしておる。大蔵大臣、非常に御配慮の結果、秘密会議がよろしいとおつしやられるけれども、これは政府の方からお話があつたことで、秘密にする必要はない。むしろ正々堂々と国民の批判を受け、当然返還すべきものなら何も秘密にしないで、国民の批判を受けるべきものだと思ひますので、特段に秘密にする必要はない、かように考えておりますが……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 接収貴金属の例もありますから、その理屈をおつしやらないで、先例もあり、どうか……。

○委員長(加藤正人君) そうしますと、政府はそう言われるし、平林君はそう言われる。時間をセーブするため、早く秘密会にした方が手つとり早いと思ひます。この際秘密会にいたします……。

○平林剛君 ちよつと待つて下さい。○小酒井義男君 秘密会に入る前に……。

○委員長(加藤正人君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(加藤正人君) 速記をつけ

名前だけ、とりあえず。○政府委員(賀屋正雄君) 返還政令の適用を受けまして返還を受けます法人

ら、同様な扱いが願ふかといふこととてございませぬ。私、今ベスト・テンの名前を言えとおつしやれば、ベスト・テンの名前だけなら、一応私も概算でかように考えておる、そこでつけた順位を、その順位について申し上げることはできます。その辺で御了承をいただければ、私ただいま申し上げます。

○委員長(加藤正人君) ちよつと平林君に伺ひますが、名前だけでなく金額まで必要といふことならば、一応秘密会にして……。

○平林剛君 私は、こんなものは秘密にする必要はない、かように考えておるのです。何で秘密にするか。一部の人はすでに知つておるのですから……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 接収貴金属の例もありませぬが、その理屈をおつしやらないで、先例もあり、どうか……。

○委員長(加藤正人君) そうしますと、政府はそう言われるし、平林君はそう言われる。時間をセーブするため、早く秘密会にした方が手つとり早いと思ひます。この際秘密会にいたします……。

○平林剛君 ちよつと待つて下さい。○小酒井義男君 秘密会に入る前に……。

○委員長(加藤正人君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(加藤正人君) 速記をつけ

名前だけ、とりあえず。○政府委員(賀屋正雄君) 返還政令の適用を受けまして返還を受けます法人

ら、同様な扱いが願ふかといふこととてございませぬ。私、今ベスト・テンの名前を言えとおつしやれば、ベスト・テンの名前だけなら、一応私も概算でかように考えておる、そこでつけた順位を、その順位について申し上げることはできます。その辺で御了承をいただければ、私ただいま申し上げます。

で、私どもの推算で金額の順位で十位までを申し上げますと、第一が日本鋼管、第二が産業設備官、これは閉鎖機関でございます。それから第三番目が東芝でございます。第四番目が日本統計会社、五番目が石油配給株式会社、六番目が神戸製鋼所でございます。七番目が東京瓦斯、八番目が台湾銀行、九番目が日本造船、十番目が横浜正金行でございます。それから個人は、一番目が大場金太郎、二番目が平田……。

○平林剛君 個人はけっこうです。

○政府委員(賀屋正雄君) よろしゅうございますか。

○平林剛君 私は、この法人の十社、ただいまで承知いたしました。おそろしく、数字を調べないといけませんけれども、二十億円の大多数はこれら法人のところに充てられるものに相なっております、かように思います。もしそうだとすると、この点は、やはり先ほど大蔵大臣が言われたような精神とは相反してある。この金額が、私、この法律案に対する成否を握つておる、かように考えておりますので、委員長はあつた場合に、これを私に承認をさしていただけるような配慮をしていただきたい。先ほどの大蔵大臣の答弁は、明らかに経済的にも困つておられる人、あるいは非常にお気の毒な人に対するための法律だと、こう言われました。しかし、おそろしく金額いかによつては、その御説明を撤回するか訂正をしてもならないという、法律提案の実体を備えていないということに相なりますから、数字が問題になります。あとで一つ、これを私承知いたしましたので、御配慮願いたい。

○委員長(加藤正人君) そこで、平林君に伺いますが、あとというのはいつの場合ですか。

○平林剛君 それは適当に、委員長、判断して下さい。

○政府委員(佐藤榮作君) 今の法人だけで、大体八億ちよつとくらの金額。それで、総体から見ると、四割とゆうような金額であります。

○平林剛君 八億円。

○政府委員(佐藤榮作君) ええ、八億くらゐの金になるようです。それで、全体のパーセンテージから見ますと四割程度、四〇％、そういうことでございませう。

○平林剛君 そりすると、個人の方はあとでお聞きしなきゃなりません。個人はあとでこまかくお聞きします。それは、個人ベスト・テンは総体の何％を占めておりますか。

○政府委員(佐藤榮作君) 大体、この個人の今のベスト・テンで一番大きいものが、まず一千万です、金額といまして。そこで、大体まあ総体として一％程度じゃないかと思ひます。今の法人の二％。法人のベスト・テンと個人のベスト・テンを合計すると、大体四一％ということでございます。

○平林剛君 先ほどの話で、少額一千万のものが二千八百人、これが二千百万円。ただいまの法人ベスト・テンで八億円、個人ベスト・テンで一千万円といふことになりましたと、あととどういふふうになつておるのかかわらない。おそろしく、同席の議員全般、わからないうちの思ひです。わからぬものは、やつぱり資料として提供していただかないと、正しい判断というものはできません。委員長は資料を委員会に提出するように御配慮願いたいので

と、なかなかこの法律案は、責任を持つて審議を完了するといふわけには、どなたもいかなないのじゃないかと思ひます。ここで御説明をいただければ説明していただきます。後ほど資料を提供していただければ、資料の提供を求めたいと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) 産業設備官は、戦時中にございまして特殊法人でございます。政府の出資が五四％というところに相なつております。そのほか農林中金等でございます。これは清算が完了しておるのではないかとお話しでございますが、そうではございませんで、ただいまやはり特殊清算人のもとにおいて清算を続けておるのございまして、まあほほ債権債務の整理は終つておりますが、この関係の補償金を待つておるというふうな状況でございます。この関係の補償金を受け取れば、大体この債権債務の整理を終つて清算を結了することに相なつております。

○平林剛君 どうも、資料を提供しないで、しゃべつてしまつて済ませようという考え方のように見受けられるのは、まことに遺憾で、かような審議の仕方はわからない。今聞いたことを他に明してくれらるくらいみんなが理解していれば、私だけが頭が悪いといふことになるので、これ以上言ひませんけれども、しゃべつただけではなかなか記憶に残らぬです。ほかの委員の人もおそろしくさうだと思ひます。私だけが頭が悪いわけではないと思ひます。さうすれば、これは速記につけてあるから、その速記を見て検討するといふこともあり得る、こゝろのことなら私理解

できませうけれども、委員長、私らが十分審議できるような配慮をしてもらいたいといふことを、このときにおいて希望しておきます。

その次にお尋ねしますけれども、先ほど、在外公館に対する問題の処理が憲法違反になつたら、憲法違反という判決が下されたら、最高裁判所のその決定に従つて政府としても何らかの検討をしなければならぬだろうと、大蔵大臣がお答えになつたのです。まあ今日第一審高裁におきましては、これは政府の敗訴になつておつて、政府としても先ほど御説明があつた通りの見解をもつて今後対処せられると思ひます。しかし、私は、今度の法律と先般のこの法律とは違ふのだという見解が、まだわからないのです。私は、先ほど申し上げたように、少数の法人を利益させるような結果に相なるから、これを最高の頭をためて処理をするようなことにしたらどうか。しかし、これが憲法の違反であるといふようなことに相なつては、われわれも憲法を順守しなければならぬ立場であります。が、どうも議論があると思ひます。しかし、私は、さきの法律に対して政府が抗弁をできると言ふならば、今度の問題についても、頭で切つても十分それに対処すべき理論といふものがあるのじゃないか。あなたの方がお持ち合せがなければ、別の政府の法律問題を検討する機関は同様な見解を持つたとしても、あるいは他の法律学者は私の主張を助ける理論を、学理的にも持つておるかもしれない。こゝろ国民の声といふものも聞いてみたいと思ひます。これについては、今とちやえずあなたの方の見解としては、どうい

う根拠だから前の法律とこれとは違ふ
というふうにお考えになつておられる
のでしうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 在外公館で敗戦直後金の借り方をいたしまして、これはまあ敗戦直後の混乱だから仕方がない、こういうことはあるかわかりませんが、本来政府自身が金を借りるわけではございません。これはもう国会の審議というか、それぞれの手續を経なければならぬ、こういうことでございます。これはおそらく、在外公館で金を借りたといわれますが、そういう實際的な処理として、こういう引揚者というか、居留民というか、そういう方々の便宜をはかるといふ意味の金を借りたという筋のもので、そこで政府があらためてそれを今度は五万円までは政府の責任として処理いたししようというのが、前回のあの法律の制度であります。従いまして、もちろん、現実におれは貸したのだ、こういう債務証書というか、債権証書を持っているののだ、こういうものがあつたり、そのときの事態を明確にするようなものがあつりますと、あるいはもつと政府は支払えという議論が成り立つてございませうが、一般的な建前としては、政府自身の本来借りたものじゃない。それをまあ政府が、さような言い方はずいぶんひどいから、金額を限つてそのの意味において処理しようという、再確認、その確認したものは五万円だ、こういうことに私どもは考えておるのであります、そういう意味で裁判においてもこれは戦つておるわけでありま

ところが、今回の問題になっており

れ、これは当然の権利義務が生じておる。それが基礎がポツダム政令であるから、これは有体財産、その接取、その補償、こういう問題でございます。

ろうが、非常にはつきりしておるものでございます。ここに権利の關係が生じたものと違つておるといふことが扱ひ方の相違を來たしておるゆえんです。この意味から申しますと、今回の処置について將來不当だとかどうだとかという議論があつた場合には、おそれる倍率が適当かどうかという議論になるだけだと思います。しかし、この倍率の問題になつてくれば、私は、立法院がこれを倍率を裏書きするといふことにによりまして、これはりつばな法律として、いわゆる問題が起るとは思ひませうし、起りましたも私もは必ず勝ち得る、かような確信を持つておる次第でございます。

○平林剛君 先回の法律と今回の法律で少し違う点が一つある。それは憲法上の理論ではありません。政府の今日までの説明では、十の法人の中で、これは他にも法人があるのでしようけれども、今日はまだ請求をしていない。この点が違うのですよ。前の問題については、全般が強く要望して一つの運動になって、それで政府としても考えられたという点があるのですけれども、私の聞いておつたのでは、まだどの会社も請求をしていないと聞いておる。そうですか。実際問題として、先ほどお話しになつた十の法人は堂々と請求をされておりますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 請求がまだ出ていないというお話でございますが、請求はこの法律が施行されましたから正式に出るわけでございます。御

要望は何つておりましたが、幾ら請求
していいか、そういつたこともわかり
ませんので、もちろん請求は出ており
ません。

○平林剛君　だから、政府の方がおぜ
ん立てをしてやつておる法律だと私はお
言うのですけれども、これらの人はお
そらく権利を放棄しておるのですよ。
それを何もおぜん立てしてやる必要は
ないじゃないかというのが、私がこのの
法律に対してどうも賛成し得ない理由
の一つです。これは別です。

ところで、これから請求があつて審査をするときに、接収貴金屬の法律案の中では、これを合理的に正当に審議するために委員会が持たれましたね。ところが、この法律案にはそれがないのですよ。たとえ二十億円といへども、倍數その他、二千何百名ということまかいことをやるのに、だれがやるのかという問題が起る。だれがやるのですかによつては、その人の頭かげん、

さじがげんによつて、私らの目の届かないところでやる場合に、何かありはしないかと疑うのはまことに失礼なことだと思ひますが、やはり政府がこういうときには何かの委員会を設けてここでやりますという正々堂々たる態度をもつてやられることが、われわれを納得させる一つの道でもある。しかるに、今回の法律案としてはそういうところが無い。私は、提案としてはそういう委員会を設けてそこで審査をすべきであるということを主張するのが、与党の議員さんの当然の主張としてあると思うのです。私は、そういうことについて今日政府がなぜ配慮をしていなかったかということを知りたい。だからそれをやるかということを知りたい。

○政府委員(賀屋雄雄君) 今回の補償の仕方は、この法律をこらんになると明らかなように、返還義務者が当初敵産管理人から財産を買いましたと

きに支払いました代金を基礎としたし
まして、それにこの法律で別表で掲げ
ております倍率を機械的に当てはめま
して、補償金額をはじく、こういうこ
とになっておりますから、接取貴金屬
の返還の場合のようなむずかしい認定
の仕事はないわけでございます。敵産
管理記録でありますとか、それから返

か、売却しましたときの受け取りでありますとか、そういつた諸般の資料さえはつきりしておりますれば、それによつて数字的にこの金額を当てはめて掛算をすれば出てくるという問題でございますので、特に審議会等の制度を設けなかつたわけでございます。従いまして、その仕事は当然大蔵省がやつていくということになります。

○平林剛君　大蔵省としてはそういうお考えのもとでありましょうけれども、私は、やはりこれらの問題を取り扱うときには、かりにも二十億円に上る金額を処理するときですから、特別の機関を作る方が慎重な配慮ということとで適當ではないかと思うのですが、冒頭、大蔵大臣も、これらの問題については公正に慎重を期するという建前で、二カ年間の期間を置いたり、あるいは特別の措置を講じたいということを、その建前にしておられるのです。そういうお話が基本的な考え方であると受け取れば、当然それに従つて適當な委員会を作つて、そして審査をするということがより公正ではないだろうかと思はれるので、そういうやり方をとる

られた後に、さらに私どもが工夫を要するならば工夫をしてけつこうな問題だと思ひます。

ただ、私申し上げましたような事柄が、これこれの財産について補償すると申しましたも、もとの金額というものがあつたのでございまして、それを基準にして倍率をかけていく。そしてそれが適正に行われたかどうかといふことは、事後ではあるが、会計検査院から十分検査を受けるので、もうそれで十分ではないかといふ事は考へ方でございます。その考へ方が不十分で、もう少し念を入れたらおつしやつた場合に、これは念の入れようが比較的に問題のようには思ひます。委員会として取り上げる裁量の範囲があまり考へられない、こういう点で委員会を設けないといふ事は結論を出したのであります。しかし、私、この段階になりまして、この委員会は絶対反対だとして、これは申し上げません。従いまして、この法律がでさうした後は、なお十分工夫の余地を感じれば、皆さま方の御要望に沿つて差しつかえない、かように思つております。

○平林剛君 また、この問題については別に相談をいたしまして、委員会としての結論を得たといふ、私はかように考へておるのです。

次に、お尋ねをいたしたいのは、先ほど大蔵大臣のお話があつた中に、請求をせない者、権利を放棄することもあると言われましたが、これはそのときのことと言われたと思ひます。しかし、この法律で請求せない者については、これはおかまいなしという考へ方で法律は解釈してよろしいわけですか。○國務大臣(佐藤榮作君) これは二年

間たてば請求権がなくなるという建前でございますが、そこで問題なのは、小さな権利者といふものが請求するかしれないかといふことが、非常に問題だらうと思ひます。ことに、一万円以下といふような、金額の少額の場合だと、手続が煩瑣だとか、一々一万円でも評価委員会にかかるというやうなことになるやうな問題が、相当もつたつておりますだけに、あるのじやないかと思ひます。従いまして、この点で、先ほど御指摘になりましたが、相当の実施期間を置いてのPRといひますか、そういうものが必要だ。十分周知徹底さすといふこの必要は、むしろ少額な人にあるのでございまして、私ども、先ほどの表現で、大きいものが権利を放棄する者よりもおとりなつております。この点は実際とよほど違つております。私どもが心配いたしますのは、少額な権利者、これに対する補償が十分いかいかないか、これによつて制度がうまく目的を達したかどうかといふことになるのでございまして。その意味においては、周知徹底といふことを十分心がけて参りたい、かように考へております。

○平林剛君 だから、私もその点は非常に疑問に思ひます。大蔵省なんというやうなおつかないところへ、やたら手続をとつて、時間がかかる、めんどろくさい、結局放棄される国民が相当たくさんあるのじやないか。そうすると、残つたものは、人はたくさんあるし、社長みずからやらなくていいんだ、社員にやらしておけといふやうなところが、結局この法律を有効に使うといふことになつてしまつて、大蔵

大臣がお考へになつてゐる、困つてゐる人を救ふといふ法律案にはなつちやない。私がへそ曲りかも知れませんが、だんだんそういうやうな性格になつてゐるのじやないかと、これは思ひます。

それは別にいたしまして、いずれにしても、この法律を實行いたしますと、私はあとで不服がたふさん出てくるだらうと思ひます。特に欲の皮の突つ張つたといふと語弊がありますが、けれども、こういう方には、強い主張をするといふやうなところは、強いらく問題がある。そこで、第六条に、不服の申立は六月以内でやりなさい、第三項には、大蔵大臣は、特にやむを得ない理由があるとき、この期間を超過した後でもいいのだといふことになつております。まるでこれは法律を何のために作つたのかわからないうやうな規定があるんです。これは一体、大蔵大臣は、どういふ場合を予想されてこんな法律を作らしたのですか。「特にやむを得ない理由がある」と認める」といふのは、どんなときですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほどから、権利者が権利の上に眠るというところが場合によつたらあるだらうといふことを申しましたが、当方の、事務当局の考へでは、一応この権利者といふのは、これはもうリストでわかるというところでございまして、当方から通知をするつもりでいるわけでございます。しかしながら、相手方に連絡をとれないやうな場合もありはしないか。それはもう相当古い期間でございまして、から、そういうやうな意味で、一応の請求権としての連絡は十分とれても、

処置しないといふのと、連絡がとれない、こういうやうなものがあるだらう。従つて、法律とすればすいぶん体裁が悪いが、ただいまのような書き方になつてゐるといふことでございまして。

○平林剛君 どうも、この法律は、私は何のことかわからない。一応きよりは第一次の質問としてこの程度にいたしておきまして、次に返還を請求する権利者でございまして。私はこれに非常な疑問を持つてゐるんです。最初連合国財産が返還された、その人が非常に損失を受けたといふことはわかるのであります。しかし、最初敵国財産を民間に払い下げたとき、土地とか建物、これが次々に他に転売をされたといふことがあるじやないかと思ひます。で、私は、国有財産を払い下げるときには、當時はどういふ事情のもとに行われたか承知いたしません。しかし、国有財産を払い下げるときには、一定の目的のためにこれを使うといふたし書きを一本として、これが他に利用されるときには返してもらうといふやうな規定が現在の法律にあると記憶いたしておるのです。そうすると、これを転売されて、今日補償する人は最初の払い下げを受けた人とは違つた場合が想定されるのですが、こういう事案はどのくらゐあります。そして、そういう場合は、国家はこれを補償するといふことは、法にそむいておるということに相なつて、お気の毒ではあるけれども、これは権利者として認められないと、こういうふうにも考へるべきだと私は思ひます。すけれども、法律的な解釈はどうなつておりますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 返還政令関係で申し上げますと、請求権者の人数が千三百七十九人と相なつておりますが、そのうち第一次取得者、つまり敵産管理人から買い受けまして他に転売しない間に返還をさせられた人が千五十二人と相なつております。第二次取得者、転売を受けた者が三百二十七人。大部分は第一次の取得者でございまして。今国有財産についてお話がございましたが、これは国有財産では全然ないものでございまして、敵産管理人が処分をいたしたものでございまして、国有財産とは関係のない話でございまして。国有財産につきましては、なるほど御指摘のやうな事例がございまして、それは全然関係ないといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(加藤正人君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(加藤正人君) 速記を始めて下さい。

では、再開いたしましたので、すぐ秘密会をいたしたいと思います。政府関係者、事務局以外の方は御退場願ひます。

午後一時十一分秘密会に移る

○委員長(加藤正人君) これより秘密会に入ります。

速記をとめて下さい。

午後一時十二分速記中止

午後一時四十四分速記開始

○委員長(加藤正人君) 速記を始めて下さい。

これにて秘密会を閉じます。

午後一時四十五分秘密会を終る

○平林剛君 私は、最後に大蔵大臣に對して二つの点をお尋ねをして、今後政府がこの法律案を実施する場合に十分配慮してもらいたいという点を申し上げたいと思います。

一つは、大蔵大臣は、この法律案が、経済的にも大へん気の毒であり同様に値する人がある、しかもその大多数は少額の損失を受けた人たちである、こういうお話がございました。そこで、私もこの法律案に反対をしておる重要な根拠は、それにもかかわらず一部の法人にかなり大きい金額が返される、これはたまたま数字を聞きましただけで、結果的に見まして、どうもこの法律は大蔵大臣の説明通りにならなかった。少数の法人に對しておきん立てをして恩恵を与えるような結果になりました。こんなことにならないような配慮を、政府は法律施行全般にわたって配慮すべきであると、私はこう思うのであります。この点について政府はどういう考えであるか、これを私はお聞きしたい、こう思うのであります。これが第一点です。それから第二点は、政府は、この法律案については公正を期したい、しかも相当長い期間を置いたのは慎重に問題を取り扱ったためだ、という説明がありました。一応これを私は前提として、もしさようなお考えであるならば、大蔵省の中に適當なる委員会を設けて、文字通りそれが執行せられるように、こういうことを強く要望したいのであります。政府は、もちろん会計検査院があるから大丈夫だというお話がありましたが、少しも国民に疑念を持たせない

というためには、そういう委員会の設置を私は必要と考えるので、こういう配慮をすべきだ、これを要望いたします。政府の見解はどうであるか、この二点について、私は大蔵大臣の責任あるお答えを聞きたい、こう思うのであります。

○國務大臣(佐藤榮作君) 第一点でございますが、この種の制度を設けますと、この制度が公正に行われること、これは十分大蔵省として責任を持つことは当然であります。そこで、今日まで大蔵省といたしましては、すでに詳細な資料を持つております。その資料に基づきまして、関係者の請求が出ることを待つというより、なにかしに、積極的に当方から権利者に対して漏れなく周知徹底の方法を講ずる考えでございます。ただいま平林委員の御指摘に對して疎漏がない、残りがいないようにすることが、私どもの政治の大きな目標というか、目的である、かように考へておりますので、こういう意味では十分現在あります資料でトレースができるようでございますから、この権利者を的確につかまえて、そして漏れなくこの手続を終了するようになしたい、そして公正なる執行、これを十分に責任を持つて執行に當りたい、かように考へております。

第二の問題の審議会につきましましては、先ほど一応御説明いたしましたように、私も一応の目安はつけておりますが、ただいま御指摘になりますように、法律に基かない審議会を設けるということについては、何かと御議論がございますが、社会党の方も十分、どういふ名前か、審議会か懇談会か、とにかく適正な委員会を設けて、そしてこれに對処しろ、こういう強い御要望であるように伺いますが、まあそういういたしますと、全会一致の御要望だということになれば、これはもう政府といたしまして、当然国会の御意思は尊重する考え方でございまして、から、どういふものを工夫いたしますか、この実施に當りまして、基本的な方針なり運用方法なりはすでにこの法律でございまして、問題は、この各界の方に集まっていた委員等においては、この算定が十分適正なものであるという、こういう意味の働きをしていただくようなものを、私も工夫することに決してやぶさかではございません。この点を申し上げまして、実施案をいかに考えますか、十分事務当局等とも相談をいたしまして、この実施に關する委員会ということになるだろうと思ひますが、そういう意味のものなら、行政監察をいたしましてもあえて法律に基く要はない、かように考えますから、そういうものも一つ工夫いたしました、公正な取扱いを期するといふところに重点を置いて、このどういふ名前をつけますか、それは一つまかしていただきたいと思います。が、部外者の協力を得るような措置を一つ講じて参ることにいたしたいと思ひます。

○委員長(加藤正人君) 委員の異動について御報告申し上げます。ただいま委員堀原茂嘉君が辞任されました、補欠として田中茂穂君が委員に選任されました。

○委員長(加藤正人君) ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○平林剛君 私は、社会党を代表して、連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案に對して反対の意見を表明いたしておきます。

この反対の理由につきましては、先ほど大蔵大臣との質疑応答におきまして、各点からその論拠を述べておきました。まず第一に、私は、この法律案が成立を見まして、損失を受けた国民に對してこれを補償するというところに相なりまして、これが各方面にはね返りまして、その結果、政府はこれを戦争処理の最終的なものとする説明をされましたけれども、今後悪い影響を残すのではないかと懸念をされます。これが第一の反対の理由であります。

同時に、これを、もし政府がまだ返還の請求もない法人その他に對しておきん立てをして返還措置をとるといふことに相なりますと、国民の中に先ほど私がおそれたような動きが出てくる。同時に、不合理な面が後に発見されるのではないかと、このことを大へんおそれるのであります。

第三は、この法律によつて補償すべき基準が定められておりますが、これも、返還を要される国民との間に意見の対立がすでに見られておるのであります。後に国民が憲法上の権利として補償を要求されたときに、私はこの法律案の基準に對して責任を持つことができません。後に争いとなつて立法院と司法との間に問題を提起するといふようなことが予想されると、これに對して、私も、今日の段階、審議の実情から見ましては、責任を持つことができません。そこでこれは反対をせざるを得ないのであります。

同時に、法律の施行に當りまして、私も今二点について政府に善処を求めて、政府はこれを受け入れ、私どもの意のあるところを実施されるということは了承いたしました。むしろ、これは当然の措置であるといふべきであります。

特に、最後に、私、一段と声を大きくして希望しておきたいことは、この法律案によりまして返還を受ける大きな法人、これらと政府と党との結びつきであります。私は従来政府に對して、常にこれら法人が政治献金その他の面において政府を支援しておるといふ実情を、政府の発表する数字でも承知をいたしておるのであります。私、今日多大の疑念を残しながら審議を終了した経過に堪へず、政府が後にいよいよ国民からうしろ指をさされるようなことがないことを、これは特に社会道義上の見地から要望いたしておきます。後にこの点が指摘をされることのないように特に希望いたします。以上理由をもつて私は法律案に對する反対の理由をいたします。

○委員長(加藤正人君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。連合国財産

とができません。後に争いとなつて立法院と司法との間に問題を提起するといふようなことが予想されると、これに對して、私も、今日の段階、審議の実情から見ましては、責任を持つことができません。そこでこれは反対をせざるを得ないのであります。

同時に、法律の施行に當りまして、私も今二点について政府に善処を求めて、政府はこれを受け入れ、私どもの意のあるところを実施されるということは了承いたしました。むしろ、これは当然の措置であるといふべきであります。

特に、最後に、私、一段と声を大きくして希望しておきたいことは、この法律案によりまして返還を受ける大きな法人、これらと政府と党との結びつきであります。私は従来政府に對して、常にこれら法人が政治献金その他の面において政府を支援しておるといふ実情を、政府の発表する数字でも承知をいたしておるのであります。私、今日多大の疑念を残しながら審議を終了した経過に堪へず、政府が後にいよいよ国民からうしろ指をさされるようなことがないことを、これは特に社会道義上の見地から要望いたしておきます。後にこの点が指摘をされることのないように特に希望いたします。以上理由をもつて私は法律案に對する反対の理由をいたします。

○委員長(加藤正人君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤正人君) 多数でございます。よって本案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして、先例により、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたしました。

○委員長(加藤正人君) 次に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次、御発言を願います。

この際お諮りをいたします。酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、会期も切迫し、会期中に審査を完了することは困難でありますので、継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成は委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたしました。

認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(加藤正人君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成は委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(加藤正人君) これより請願の審査を行います。

審議を促進するため、速記を省略いたしますと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。さよう取り計らいます。

〔速記中止〕

○委員長(加藤正人君) 速記をつけ

では、これにて散会いたします。

午後二時六分散会

四月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、揮発油税引上げ反対に関する請願(第一六六七号)(第一七〇七号)

一、陶磁器等の物品税小売店頭課税

反対に関する請願(第一六九八号)(第一七三二号)

一、占領期間中における連合国将兵による被害補償の請願(第一七〇〇号)

一、砂糖税引下げに関する請願(第一七三三号)

一、どぶろく密造防止対策に関する請願(第一七三〇号)

一、漁業協同組合等に対する課税改正の請願(第一七四五号)

第一六六七号 昭和三十四年三月二十七日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

一ノ一全国揮発油税増徴反対同盟内 山口昇

外二十八名

紹介議員 山本 米治君

政府は昭和二十九年度の道路整備五箇年計画を期央にしてこれを変更し三十三年度から新五箇年計画に移行し、その計画内容を拡大するため、また揮発油税、軽油引取税等の増税を企図している

よして利益を受けるものは国民経済の全般であること、(二)道路整備財源は自動車負担のみにしわ寄せすべきでないこと、(三)現行揮発油税は税率差のみに比較すべきでないこと、

(四)今回の増税案は国会の権威を犯すものであると同時に自由民主党の党議に反すること、(五)自動車は既に高額の道路費を負担している等の理由により、今回の揮発油税の引上げについては絶対反対であるから善処せられたいとの請願。

第一七〇七号 昭和三十四年三月三十日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

一ノ一日本自動車会議

所内全国揮発油税増徴反対同盟内 栗田淳

一外二十八名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

第一六九八号 昭和三十四年三月三十日受理

陶磁器等の物品税小売店頭課税反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋堀

敷町一ノ二〇東京都陶磁器卸商業協同組合内

田村勝雄

紹介議員 上條 愛一君

物品税法の一部を改正する法律案の審議にあたり、陶磁器等の物品税小売店頭課税が実施されることになる模様であるが、本課税は、(一)物価つり上げの因となり低物価政策に反する、

(二)税務事務の複雑化により中小商業者の営業能率、活動意欲を喪失させ、万年不況にあえぐ業者を死地に追い込む悪税である、(三)社会不安醸成の因となる、(四)消費者の租税意識が低く徴税が困難である、(五)将来売上税設置の前提となるおそれがある、等まことに悪税のはなはだしきものであり、全国百五十万の小売業者がこぞ

つて絶対反対を表明しているものであるから、本課税が実施されないよう取り計らわれたいとの請願。

第一七三二号 昭和三十四年四月一日受理

陶磁器等の物品税小売店頭課税反対に関する請願(九通)

請願者 横浜市中区野毛町二ノ

六二神奈川県陶磁器商業組合連合会内 大沢

景人外八名

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第一六九八号と同じである。

第一七〇〇号 昭和三十四年三月三十日受理

占領期間中における連合国将兵による被害補償の請願

請願者 愛知県大山市葉師町葉

師寺 山口恵暁

紹介議員 草葉 隆圓君

占領期間中における連合国将兵による被害補償については、平和条約第十九条でいわれる占領期間中における占領軍に対する請求権を日本国は放棄すると規定した結果、被害者の有する損害賠償請求権の行使は事実上不可能な状態におかれ、一家の支柱を失った遺家族あるいは身体障害を受けた者の、その後の生活は困難を極め悲惨な月日を送っているから、(一)すみやかに被害者の調査を行うこと、(二)当面の生活補助として見舞金を支給すること、(三)遺家族及び被害者に対する救済のための立法化を図ること、等の実現を図られたいとの請願。

第一七三三号 昭和三十四年三月三十日受理

砂糖税引下げに関する請願

請願者 東京都港区芝三田四国

町二ノ一五全国菓子協同組合連合会内砂糖税

引下げ期成同盟本部内
柴崎勝彌外三十八名

紹介議員 矢嶋 三義君

政府は、今国会において、砂糖の関税及び消費税の改訂を立案し、この改訂を機会に砂糖税の総額を現行より引き上げる具体案を計画しているが、現行の砂糖税の総額は他の物品税額に比較して著しく過重であり、これをさらに増税するときは消費者価格（砂糖及びその加工品）の値上りとなり、国民消費生活の負担を増大させ、日常経済に悪影響を及ぼすことになるから、砂糖税増税案を中止し砂糖税を現行より引き下げられたいとの請願。

第一七三〇号 昭和三十四年四月一日受理

どぶろく密造防止対策に関する請願

請願者 福島県会津若松市上大和町七 新城猪之助

紹介議員 石原幹市郎君

濁酒密造防止対策として、清酒の大減税の実施並びにいわゆる米酒交換の実施の二方法があるが、このうち前者についてはわずかに三十三年に一割減税されただけで本年度では継続減税のみは閉ざされてしまったから、後者のいわゆる米酒交換案（玄米一斗を提供すれば清酒二級酒一斗と交換する）については、ぜひとも研究の上実施せられたいとの請願。

第一七四五号 昭和三十四年四月一日受理

漁業協同組合等に対する課税改正の請願

請願者 岩手県盛岡市内丸七二ノ一岩手県漁業協同組合連合会内 田代三郎

紹介議員 千田 正君

漁業協同組合並びに漁業全般の発展のために課税の適正化を図り、（一）漁業協同組合連合会の剰余金の内、準備金諸積立金等の内部留保金はすべて非課税とすること、（二）固定資産税を全面的に免除すること、（三）漁港法等による漁港等に対する地元負担金は指定寄付金扱いとすること、（四）演習による損害、開発計画による埋立等に対する補償金については一切課税しないこと、（五）漁船漁具に対する償却に割増制度を設けること、（六）不漁対策準備金積立制度を設け積立額を必要経費として認めること等の実現を期せられたいとの請願。

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、広島県八本松町所在の川上弾薬庫跡跡下けに関する請願（第一八九三号）

第一八九三号 昭和三十四年四月二十四日受理

広島県八本松町所在の川上弾薬庫跡跡下けに関する請願

請願者 広島県賀茂郡八本松町岡田一 外八名

紹介議員 藤田 進君

広島県八本松川上弾薬庫構内の荒地開墾は昭和十八年戦時下国策として奨励せられ、当時川上村長であつた飯田常登氏の引率の下に希望者百戸以上の人々があらゆる困難と戦いながら開墾をなし遂げたものであつて、終戦後も占領軍の許可を受け引き続き耕作しており、現在農耕者戸数は八十二戸、通門証を下付されている者二百七十三名

となつてゐる。これらの者は長年月の間に知らず知らず本耕地に依存して生計をたててきており、今この耕地を取り上げられるならば明日から路頭に迷う者、生活困難な者が続出することは火を見るより明らかであるから、米軍撤退後も引き続き同構内の耕作ができるよう該耕地の払下げを実現せられたいとの請願。